

平成 2 9 年

第 5 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

(平成 2 9 年 8 月 2 5 日 開 催)

武 蔵 野 市 農 業 委 員 会

平成29年第5回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成29年8月25日(金)午前9時30分
- 2 場 所 武蔵野市役所8階 812会議室
- 3 議 事
 - (1) 生産緑地の追加指定について

4 協議・報告事項

- (1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について(報告)
- (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について(報告)
- (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について(報告)
- (4) 農業委員会行政視察について(通知)
- (5) 農地パトロールについて(協議)
- (6) 農業委員会だより第9号について(報告)
- (7) 北多摩地区農業委員会連合会臨時総会について(報告)
- (8) 東京都農業会議臨時総会について(報告)
- (9) 北多摩地区農業委員・農地利用最適化推進委員研修について(通知)
- (10) その他 会議日程等

5 出席者

出席農業委員	1番	榎本一宏君	2番	榎本清一君
	3番	田中恒男君	4番	高橋嘉晴君
	5番	大谷壽子君	6番	榎本英明君
	7番	大坂新一君	8番	高橋宏通君
	9番	田中武徳君	10番	櫻井真二郎君
			12番	船木忠秋君
	13番	田邊安輝子君	14番	齋藤久枝君

欠席委員	11番	桑津昇太郎君					

6 事務に従事した職員

局 長	西川和延君
係 長	大浦正樹君
主 任	高島淳子君
主 事	宮寺誠君

(西川事務局長、以下「事務局長」と表記) 定刻になりましたので、ただいまより平成 29 年第 5 回農業委員会通常総会を開催したいと存じます。また、本日は総会終了後に農業会議の北沢事務局長による新任農業委員研修を開催しますので、よろしくお願ひします。

1 開会 (榎本一宏会長、以下「会長」と表記)

ただいまより、農業委員会総会を開催いたします。

本日は、総会ですので、事務局より会議の成立について報告があります。

2 成立報告 (事務局長)

本日は在任農業委員 14 名中 11 名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により有効に成立していることを報告いたします。

3 欠席報告 (会長)

本日は、桑津昇太郎委員が所用のため欠席でございます。

4 署名委員 (会長)

本日の署名委員は、議席番号順で、4 番 高橋嘉晴委員、5 番 大谷壽子委員にお願いいたします。

5 議事 (会長)

それでは、議事に入ります。議案第 6 号 生産緑地の追加指定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

(会長) 事務局の説明が終わりました。では、No.1 について、第 5 地区担当の高橋宏通委員に立会いをお願いしましたので、御報告願ひます。

(8 番 高橋宏通君) 8 月 17 日に会長、職務代理、事務局と現地を確認してきました。当日は本人と御子息に聴き取り調査をお願いしました。東側の一部に市から払下げた部分があり、そこも併せて追加指定を希望されています。当該農地は以前芝畑となっていた場所でしたが、今後は果樹を生育したいとのことで、確認当日は更地の状態となっていました。工事の着工前に何かしら目印等を付けて耕作中という意思表示がみられないと、生産緑地としては厳しいと思います。

また、自宅傍の畑での営農状況を確認しましたが、立派な銀杏畑が育成しており、管理は行き届いていると思います。今後 30 年、生産緑地として肥培管理を行う旨御子息にも確認しました。というわけで、今回は現地を見る限り、もう少々協議すべきでは、と思ひました。

(7 番 大坂新一君) 農業委員会としては、実績がないと証明の発行は難しいと思ひます。

(会長) 私も確認しましたが、東側は段差があります。すでに所有権を取得されているので、盛り土の措置を行っても良いと思ひました。

(事務局長) 追加指定制度の概要から申しますと、3 筆あるうちの 2 筆は、昨年まで芝を育成していたという経緯があります。残り 1 筆の部分が補助金執行前のため、手を付けられないということだと思ひのですが。

(7番 大坂新一君) 補助金自体は問題ではないでしょう。それを理由に工事ができないということではないと思いますが。良くない前例にならないよう、一貫性を持つようにしないと。

(5番 大谷壽子君) 払下げの部分を市から取得した際、所有者は控除等あるのですか。

(7番 大坂新一君) 固定資産税等に関わってくるので、取得価格とは別の話です。

(13番 田邊安輝子君) 昨年取得されて以降、何もしていない状態だったということですか。

(8番 高橋宏通君) その通りです。農地パトロールの前には現在と同様ブロック塀がそのまま埋まっている状態でした。

(3番 田中恒男君) 結論としては、あと1か月後の状態がどうなっているかで可否を決めれば良いのではないのでしょうか。いずれにしても結果が伴わないと、委員会としても確実に了承できないと思います。

(会長) お諮りいたします。この件につきましては継続審議とし、改めて営農証明発行の可否を審議するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長) 次に、No.2について、事務局の説明を求めます。また、この案件は農業委員会法第31条により自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項については議事参与不可のため、櫻井委員には審議の間席を外していただきます。

(事務局説明後櫻井委員、退室)

(会長) では、第3地区担当の榎本清一委員に立会いをお願いしましたので、御報告願います。

(2番 榎本清一君) 8月17日に会長、職務代理、事務局と現地を確認してきました。当日は本人及び御子息に聴き取りをお願いしました。追加指定する農地については、以前3筆あった農地を合筆して1筆にした場所です。ただし、合筆した際に目印となる境界石等は古い公図を頼りにおよその位置を推測しました。当該農地は何年も前から管理されており、問題ないと思います。

(7番 大坂新一君) ここから30年間、生産緑地として追加指定されるわけですけど、分けられていない部分と一緒にあって、今後どう持続していくのかが気になりますが…。

(事務局) 今後30年続ける意思是、御了承いただいております。また、特定生産緑地に指定する筆とそうでない筆とで税制度が変わる可能性はありますが、現段階ではどう違いが出るかは不明です。

(会長) 実際はこの、区切り部分が判明しない宅地化部分の税金は今まで納められています。ただ特定できないため今回追加で生産緑地に追加で指定するということですね。

(4番 高橋嘉晴君) 合筆する面積は、測量したままの面積で届け出るのですか。

(事務局) その通りです。

(9番 田中武徳君) 合筆したのは何年ですか。

(事務局) 平成16年です。

(9番 田中武徳君) そこからずっと固定資産税等を支払ってきた？地番は残っていないが、課税対象にはなっていたということですね。

(事務局長) 農地に関しては問題ないと思いますが、制度的にどうなのか、都市計画部局に再度確認してみます。また、納税猶予の適用が受けられるかについても、専門部署に確認したいと思います。

(7番 大坂新一君) この案件に関しての農業委員会の見解は、追加(指定)を認めることで

問題はないと思います。

(会長) お諮りいたします。この件につきまして、営農証明を発行してもよろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長) 異議ないものと認め、営農証明を発行することに決まりました。

(櫻井委員、入室)

(会長) 次に、No.3について、事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

(会長) では、こちらも第3地区担当の榎本清一委員に立会いをお願いしましたので、御報告願います。

(2番 榎本清一君) 8月17日に会長、職務代理、事務局と現地を確認してきました。当日は本人に聴き取りをお願いしました。追加指定する農地については市から払下げた場所が含まれており、現在ミョウガを植えて生産し、販売しているとのことで、特に問題はないと思います。

(会長) お諮りいたします。この件につきまして、営農証明を発行してもよろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長) 異議ないものと認め、営農証明を発行することに決まりました。

6 協議報告事項

(会長) 引き続き協議報告事項について審議に入ります。まず報告事項(1)引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局より報告をお願いします。

(事務局 報告)

(会長) それでは現地確認を行った地区担当の榎本清一委員から報告をお願いします。

(2番 榎本清一君) 本人立会いのもと、確認を行いました。ナスなど夏野菜はほぼ終了し、秋に向けてキャベツ、ブロッコリー等を栽培中で畑も非常にきれいに管理されており、問題ないと思います。

(会長) 続きまして(2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より報告をお願いします。

(事務局 報告)

(会長) 続きまして(3)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局より報告をお願いします。

(事務局 報告)

(会長) 続きまして(4)農業委員会行政視察について、事務局より説明をお願いします。

(事務局長) こちらにある資料のとおり、岩手県の遠野市農業委員会訪問を中心に計画しました。併せて、市から陸前高田市及び大槌町へ派遣している職員への表敬訪問を予定しているところでございます。(中略) 御協議いただき、異存のないようであれば詳細を進めさせていただきます。

(13番 田邊安輝子君) 遠野市に決まった経緯を教えてください。

(事務局長) 一昨年に友好都市である富山県の南砺市を訪問しました。都市農業という観点からいえば近郊の関東圏を訪ねるのが筋ですが、なかなか本市のような農地をもつ自治体が少ないのが現状でございます。交流を深める点や、農業を継続するにあたり都市も地方も共通する課題というのは必ずあると思ひ、特に後継者問題、貸借問題等といった点をお伺いしたいと考

えております。また、先般、遠野市農業委員会が耕作放棄地発生防止・解消活動で受賞された
とうこともあり、苦労話等を聞かせていただこうと思った次第です。

(会長) 農村振興局長賞という賞を受賞されたので、御祝も兼ねてです。他に何か質問はござ
いますか。特になければこの行程案で事務局にお願いしたいと思います。続きまして(5) 農
地パトロールについて、事務局より説明をお願いします。

(事務局説明後、総会閉会時に実施日程を事務局へ報告依頼)

(会長) 続きまして(6) 農業委員会だより第9号について、編集委員長ある櫻井委員より報
告をお願いします。

(櫻井委員 報告)

(会長) 続きまして(7) 北多摩地区農業委員会連合会臨時総会、(8) 東京都農業会議臨時総
会について、2件まとめて事務局より報告をお願いします。

(事務局長 報告)

(会長) 続きまして(9) 北多摩地区農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催につい
て、事務局より説明をお願いします。

(事務局 説明)

(会長) ただいま説明がありましたとおり、参加される委員を募りたいと思いますが、どなた
かいらっしゃいますか。

(挙手数名)

(会長) では、私と田中会長職務代理、大谷委員、齋藤委員、榎本(英)委員の計5名で参加
するということで、詳細は追って事務局から連絡させます。

7 その他

(会長) 最後にその他 会議等日程ですが、事務局より順番に説明を願います。

(事務局説明後、まちづくり推進課説明)

(会長) 本日の協議・報告事項は以上ですが、事務局から他に何かありますか。

(事務局、パトロールの日程確認)

(会長) 委員の方から何かございますか。なければ、以上をもちまして、本日の総会を終了い
たします。長時間お疲れ様でした。

閉会時刻 11時20分